

平成23年12月16日

平成23年度 入札制度の改正の概要（委託業務案件）

低入札の抑制と品質確保の観点から入札制度を改正します。

改正趣旨

- ・低入札が労働賃金を圧迫することについての対策を講じる
- ・低入札対策を実施している案件について、対策を強化する
- ・品質や契約履行能力を確保するための対策を講じる

1 最低制限価格の基準額の見直し

制限付き一般競争入札で実施する測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント及び地質調査業務の案件について、予定価格に対する最低制限価格の基準額を別表のとおり改める。

（平成24年4月1日以降に公告する案件から施行）

（現行）

業種	最低制限価格の基準となる額
測量 建築関係コンサル タント	予定価格の100分の60
土木関係コンサル タント 補償関係コンサル タント 地質調査業務	予定価格の100分の50

別表（改正後）

業種	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
測量 業種コード 01	①直接測量費の額 ②測量調査費の額 ③諸経費に100分の40を乗じて得た額の合計額	100分の80	100分の60
建築関係コンサルタント 業種コード 02～05	①直接人件費の額 ②特別経費の額 ③技術料等経費に100分の60を乗じて得た額 ④諸経費に100分の60を乗じて得た額の合計額	100分の80	100分の60
土木関係コンサルタント 業種コード 06～14	①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③技術経費に100分の60を乗じて得た額 ④諸経費に100分の60を乗じて得た額の合計額	100分の80	100分の60
下段は土木設計業務における新たな積算手法により積算した場合に適用	①直接人件費の額 ②特別経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の30を乗じて得た額の合計額		
補償関係コンサルタント 業種コード 16～18	①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の30を乗じて得た額の合計額	100分の85	3分の2
地質調査業務 業種コード 15	①直接調査費の額 ②間接調査費に100分の90を乗じて得た額 ③解析等調査業務費に100分の75を乗じて得た額 ④諸経費に100分の40を乗じて得た額の合計額	100分の80	100分の60

1 最低制限価格は、別表業種の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額を基準として設けるものとする。

2 ただし、最低制限価格の基準となる額が、予定価格に同表上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合は当該乗じて得た額とし、予定価格に同表下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合は当該乗じて得た額とする。